

第10 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

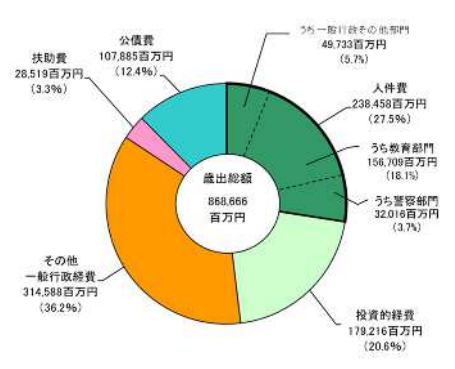
区 分	住民基本台帳 人口（R8年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	（参考） 6年度の 人件費率
R7年度	人 1,541,314	千円 868,666,450	千円 14,467,353	千円 238,457,985	% 27.5	% 27.6

（注）1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。

2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を令和7年度普通会計決算で示したものである。

3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）



(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

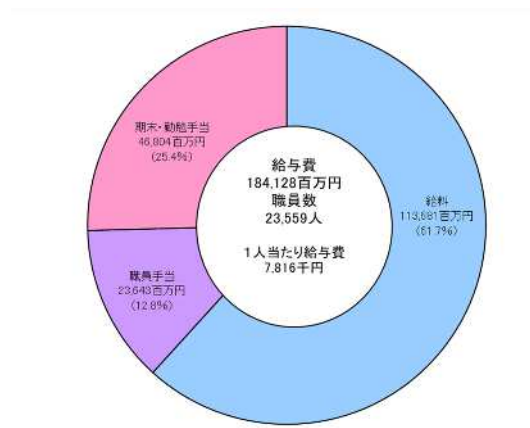
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B / A	（参考） 都道府県一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R7年度	人 23,559	千円 113,680,856	千円 23,642,854	千円 46,804,498	千円 184,128,208	千円 7,816	千円 7,115

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

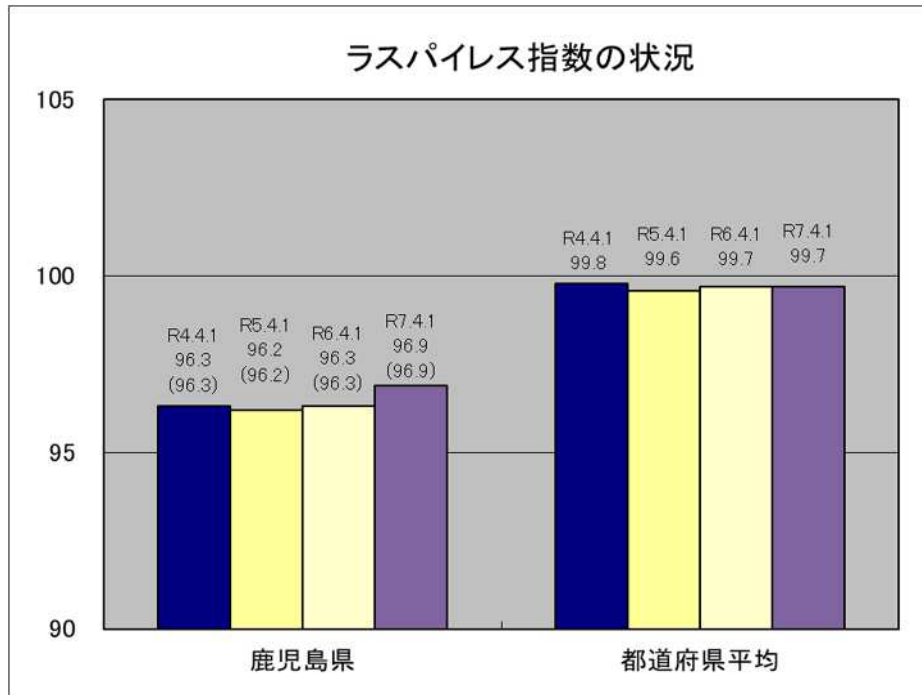
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

職員給与費の状況（普通会計決算）



(3) ラスパイレス指数の状況

令和7年4月1日現在の本県行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、国家公務員を100とした場合、96.9となっており、47都道府県の中では低い水準（全国46位）となっている。



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
R8年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% -

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
R8年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

① 給料表の見直し

給料表改定時期：令和7年4月1日

経過措置：人事委員会の報告を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から9級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

② 地域手当の見直し

国に準じて改正を行っており、東京都特別区において勤務する場合20%の地域手当が支給されることとなるが、鹿児島県内において地域手当の対象となる勤務地はない。

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿児島県	42.8歳	334,400円	421,756円	366,068円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鹿児島県	57.9歳	131人	324,900円	370,296円	346,427円	-	-	-	-
うち運転技師	59.1歳	30人	304,800円	351,143円	324,943円	乗用自動車 運転者	59.8歳	222,400円	1.48
うち道路整備員	58.6歳	20人	335,100円	378,560円	363,710円	-	-	-	-
うち技術補佐員	57.1歳	54人	329,400円	380,567円	354,246円	-	-	-	-
うち介助員 (特別支援学校)	57.4歳	25人	336,100円	372,924円	348,076円	-	-	-	-
国	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
都道府県平均	- 歳	(平均) - 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
鹿児島県	- 円	- 円	-
うち運転技師	5,598,616円	2,873,800円	1.95
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち介助員 （特別支援学校）	- 円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4～令和6年の3ヶ年平均）。

（乗用自動車運転者については鹿児島県データである。）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	47.9歳	409,600円	471,008円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	45.7歳	394,400円	455,796円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国比較ベース）
鹿児島県	39.1歳	353,100円	493,062円	390,413円
国	- 歳	- 円	- 円	- 円
都道府県平均	- 歳	- 円	- 円	- 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	240,200円	232,000円
	高校卒	208,900円	200,300円
技能労務職	高校卒	219,600円	—
	中学卒	—	—
高等学校 教 育 職	大学卒	268,300円	—
	短大卒	246,600円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	268,300円	—
	短大卒	251,200円	—
警 察 職	大学卒	271,500円	269,200円
	高校卒	242,500円	230,400円

（注） １ この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである。

２ 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない。（以下同じ）

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	304,881円	377,582円	397,788円	413,492円
	高校卒	281,229円	347,805円	375,097円	388,508円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	330,300円	330,763円
	中学卒	— 円	— 円	302,700円	327,900円
高等学校 教 育 職	大学卒	362,625円	426,637円	451,267円	459,792円
	短大卒	342,510円	379,651円	420,031円	426,683円
小・中学校 教 育 職	大学卒	364,256円	421,398円	442,117円	453,543円
	短大卒	345,828円	405,421円	430,514円	447,358円
警 察 職	大学卒	322,027円	404,284円	432,470円	444,130円
	高校卒	305,897円	369,972円	412,977円	433,793円

（注） 技能労務職のうち、経験年数10年、20年の高校卒及び中学卒は該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

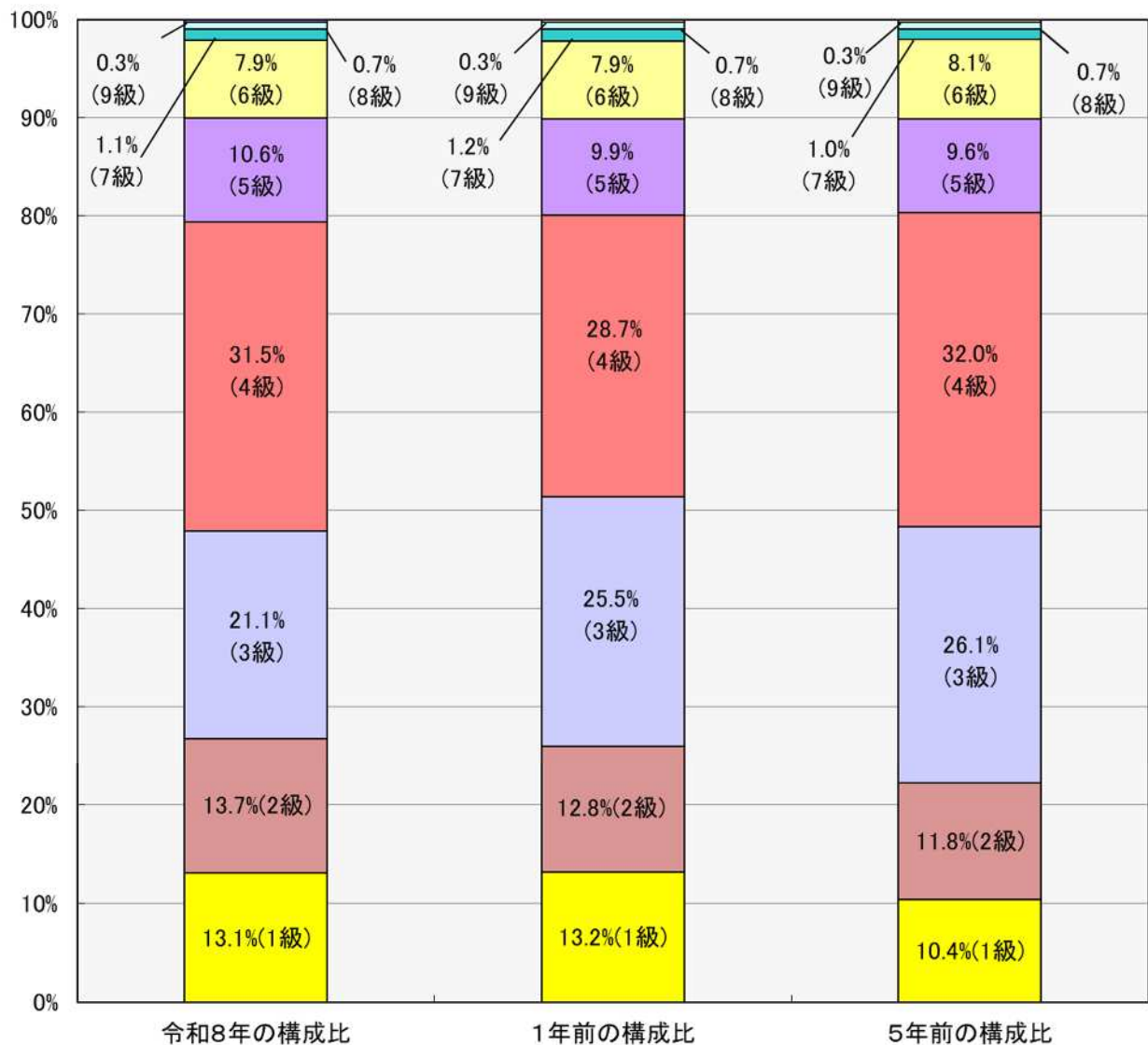
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長・局長	16人	0.3%	531,000円	561,000円
8級	局長・次長	36人	0.7%	477,000円	506,900円
7級	次長・課長	54人	1.1%	425,200円	468,000円
6級	課長・課長補佐	398人	7.9%	370,800円	431,600円
5級	課長補佐	533人	10.6%	336,200円	413,400円
4級	係長	1,592人	31.5%	313,100円	400,800円
3級	主査・技術主査	1,067人	21.1%	279,300円	368,100円
2級	主事・技師	692人	13.7%	244,600円	320,200円
1級	主事・技師	661人	13.1%	197,900円	271,200円
		5,049人	100.0%		

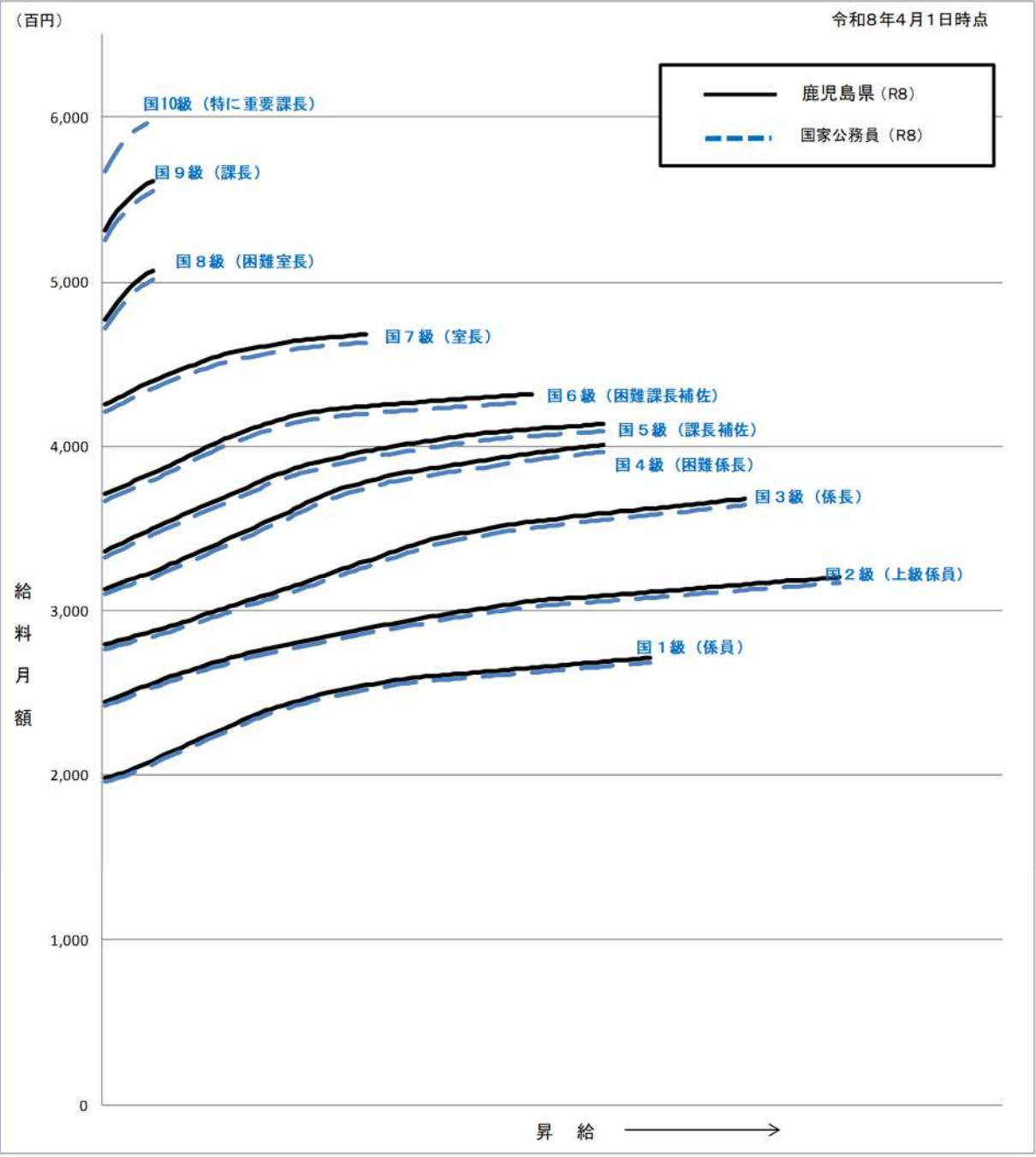
（注）1 鹿児島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

一般行政職の級別職員数の状況(令和8年4月1日現在)



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和8年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿児島県）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位，標準，下位の区分	○	○	○	○
	上位，標準の区分				
	標準，下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県		国	
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,857 千円		—	
（令和7年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425)月分 (1.025)月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10％		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（鹿児島県）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位，標準，下位の成績率		○	○	○	○
上位，標準の成績率					
標準，下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

鹿 児 島 県			国
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	同左
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
令和7年度全職種 1人当たり平均支給額	(自己都合) 6,923千円	(応募認定・定年) 23,531千円	—

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			75,232 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和7年度決算）			808,000 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20％	34人	20％
大 阪 市	16％	10人	16％
名 古 屋 市	13％	1人	13％
福 岡 市	8％	5人	8％
岐 阜 市	4％	1人	4％
長 崎 市	1％	1人	1％
医 師	16％	24人	16％
平均支給率	16.9％	—	16.9％

（注）「国の制度（支給割合）」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

支給実績（令和７年度決算）		984,582 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和７年度決算）		109,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和７年度）		38.2 %		
手当の種類（手当数）		55		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和7年度決算）	左記職員に対する 支給単価
< 知事部局 >				
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	20,771千円	日額 （外勤） 750円 （内勤） 650円
防疫等作業手当	①保健所等に勤務する職員 ②保健所等に勤務する臨床検査技師等	①感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ②病理細菌検査等業務	1,412千円	①日額 290円 ～380円 （危険加算100/100） ②日額 400円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	954千円	日額 290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	52千円	日額 250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	298千円	日額 400円 ～700円
社会福祉業務手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	29,927千円	日額 640円 （児相職員は1,000円）
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	293千円	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	19千円	日額 290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する職員等	在宅精神障害者の訪問指導等	259千円	日額 290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	9,532千円	日額 600円
火薬類等取締手当	危機管理防災局危機管理課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	30千円	日額 250円
土木現場等作業手当	環境林務部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	12,219千円	日額 220円 ～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	567千円	日額 720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	0千円	1時間1,900円 （危険加算440円）
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	3,160千円	日額 （昼） 1,000円 （夜） 1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	186千円	日額 580円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	39千円	日額 250円
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	43千円	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課，水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し，漁業取締り等の業務に従事	1,231千円	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	2,337千円	日額 300円 （①国が指定した地域高規格道路のうち，自動車専用道路区間及び②1日交通量5万台以上かつ片側3車線以上の区間を有する路線③動物死骸処理に直接従事した場合で行う道路補修作業の場合350円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	従事する職員	異常な自然現象により重大な災害が 発生し、若しくは発生する恐れのある 現場において行う巡回監視	4千円	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等 手当	農業開発総合センター、家畜 保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	224千円	日額 250円
麻薬取締手当	くらし保健福祉部薬務課に勤 務する麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条 第5項若しくは第56条第1項の 規定による業務又は拳銃訓練に 従事	2千円	日額 (昼) 550円 (夜) 800円
<教育委員会>				
多学年学級担当 手当	小・中・義務教育学校の2の学年 の児童又は生徒で編制されている 学級を担当する教育職員	小・中・義務教育校の複式の学 級における授業、指導に従事	23,362千円	日額 290円
教員特殊業務手 当	小学校、中学校、義務教育学 校、高等学校又は特別支援学 校に所属する教諭、養護教諭 又は栄養教諭等で、教育職給 料表(二)又は(三)の1級 又は2級の者	①非常災害時等緊急業務 ②修学旅行等引率業務 ③対外運動競技等への引率業務 ④部活動指導業務	402,496千円	日額 ①8,000円 (特に甚大な被害の場合は 16,000円) ②5,100円 ③5,100円 ④3,900円
教育業務連絡指 導手当	小学校、中学校、義務教育学 校、高等学校又は特別支援学 校に所属する教諭、養護教諭 又は栄養教諭のうち、支給規 則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	122,627千円	日額 200円
夜間中学校教育 手当	夜間において授業を行う学級 を置く中学校の教育職員	当該学校の業務	2,483千円	日額 510円 ～880円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する 学科を有する高等学校におい て当該教科を担当する教頭又 は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	3,217千円	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教 育職員(通信教育課程本務者 を除く)	面接指導	10,837千円	1時間 2,110円
乗船実習指導手 当	水産に関する学科を置く高等 学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	660千円	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	26,942千円	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校 職員	漁ろう実習	613千円	1航海 (売払代金-手数料)× 0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度決算)	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>				
犯罪予防等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち、 ①警視以下の警察官（管理職員を除く） ②少年補導職員	①犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ②少年の補導作業	70,233千円	日額 ①560円 ②320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①現場鑑識作業 ②その他の犯罪鑑識作業	6,121千円	日額 ①560円 ②280円
看守・護送作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置場に留置された者の護送の作業及び保護室における被保護者の監視作業	5,956千円	日額 240円
交通捜査等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	38,875千円	日額 310円 ～1,260円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	48,149千円	日額 340円
航空機操縦作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機の操縦を担当する警察官	航空機の操縦作業	3,652千円	1時間5,100円 (危険加算670円)
航空機整備作業 手当	航空隊に勤務する職員のうち，航空機及び保守器材の整備を担当する職員	航空機及び航空機保守器材の整備作業	1,224千円	日額 1,410円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員のうち， ①検視室長，検視官 ②①以外の職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	29,542千円	1体 ①3,200円 ②1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	夜間（午後10時～翌日午前5時）の業務	94,059千円	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	①火薬類取締法等による立入検査等作業 ②爆発物の遮へい等の処理作業 ③特殊危険物処理作業 ④特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ハブ捕獲等作業	57千円	①1日 250円 ②1件5,200円 ③1日2,600円 ～4,600円 ④1日 250円 ⑤1件 800円
緊急呼出作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間に，支給対象作業に従事した場合	1,689千円	1回 1,240円
航空機搭乗作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ①航空機整備担当者 ②①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	2,715千円	1時間 ①2,200円 ②1,900円 (危険加算①550円) ②440円)
潜水作業手当	潜水免許を保有する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	16千円	1時間 310円 ～1,500円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和7年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等 手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業等	34千円	日額 420円 ～1,680円 (東日本大震災関係) 日額 660円 ～40,000円 (東日本大震災関係以外 の原子力災害及び特定 大規模災害) 日額 ～40,000円
側近警衛等作業 手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	①天皇・皇后・上皇・上皇后・ 皇太子・皇太子妃・皇嗣若しくは皇嗣妃の側近警衛 ②その他の皇族の側近警衛・警 護対象者の警護	487千円	日額 ①1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収 集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収 集作業等	0千円	日額 800円
銃器等犯罪捜査 等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 等	0千円	日額 820円 ～1,640円
用地交渉手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供 する土地の取得に関し、現地に おいて所有者や権利者等と直接 交渉する業務	0千円	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
犯罪予防等通訳 作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被 疑者の逮捕に伴う通訳の作業	0千円	日額 560円
船舶警ら等作業 手当	生活安全部地域課及び奄美警 察署に勤務する職員のうち、 船舶警ら等の作業を担当する 職員	警ら、犯罪の捜査、警戒警備又は救難若しくは救助の作業	103千円	日額 340円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和7年度決算)	5,305,715 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)	593 千円
支給実績 (令和6年度決算)	4,754,568 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	530 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R7年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,458,592 千円	673,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	異	獣医師を支給対象	149,223 千円	1,065,000 円
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。				
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		2,998,462 千円	283,000 円
	配偶者 月額 2,500円 子 13,000円 父母等 行政職 7 級以下 6,500円 行政職 8 級 3,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円				
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	同		2,415,073 千円	294,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同			
	①交通機関利用者 6 箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1 箇月当たり 150,000円	異	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額 24,500円 (60km以上) を上回る額を支給	3,124,147 千円	170,000 円
	②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額66,400円 (通勤距離が100km以上の場合)	同			
	③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額を加算 支給限度額：1 箇月当たり 150,000円 ※支給限度額に①、②の額を含む	同			
	④駐車場等の利用者 利用にかかる料金の額を加算 支給限度額：1 箇月当たり 5,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		951,229 千円	580,000 円
	①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円				
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	異	給料等の算出方法が異なる		
	※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (25/100、移転後6年日2/100)	異	給料等の算出方法等が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不便な地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。(小・中学校)			3,758,288 千円	907,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (R7年度決算)															
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。 ・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員 月 額：給料×8/100 ・農業開発総合センターの普及指導員、森林技術総合センターの林業普及指導員、水産技術開発センターの水産業普及指導員 月 額：給料×6/100			66,173 千円	341,000 円															
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)	同	287,788 千円	129,000 円															
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)	同	643,121 千円	438,000 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,400円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知事部局) 21,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 6,100円/回	同	97,955 千円	154,000 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table><tr><td></td><td>週休日等</td><td>平日夜間</td></tr><tr><td>・部長級</td><td>12,000円/回</td><td>6,000円/回</td></tr><tr><td>・次長級</td><td>10,000円/回</td><td>5,000円/回</td></tr><tr><td>・課長級</td><td>8,000円/回</td><td>4,000円/回</td></tr><tr><td>・補佐級</td><td>6,000円/回</td><td>3,000円/回</td></tr></table> ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		週休日等	平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回	同	5,200 千円	120,000 円
	週休日等	平日夜間																		
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																		
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																		
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																		
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																		
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円 (6,620円) ・〃 30日を超え60日以内 3,970円 (5,870円) ・〃 60日を超える期間 3,970円 (5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 () はその他の施設に宿泊する場合。		0 千円	0 円															
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ2,000円～8,000円を支給		976,590 千円	69,000 円															
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月 額 夜間定時制の課程 1 級 19,000円 2 級以上 24,000円 通信制の課程 1 級 10,000円 2 級以上 12,000円		12,499 千円	245,000 円															
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月 額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1 級 19,000円 2 級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1 級 14,000円 2 級以上 18,000円		118,571 千円	285,000 円															

5 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	1,240,000円
	副 知 事	970,000円
報 酬	議 長	970,000円
	副 議 長	870,000円
	議 員	780,000円
期 末 手 当	知 事	（令和8年度支給割合） 3.50月分（20%加算措置あり）
	副 知 事	（令和8年度支給割合） 3.50月分（20%加算措置あり）
退 職 手 当	知 事	（算定方式）（1期の手当額）（支給時期） $1,240,000円 \times 2 / 3 \times \text{勤続月数} = 39,679,999円$ （任期毎） （48月）
	副 知 事	$970,000円 \times 1 / 2 \times \text{勤続月数} = 23,280,000円$ （任期毎） （48月）

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝8月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

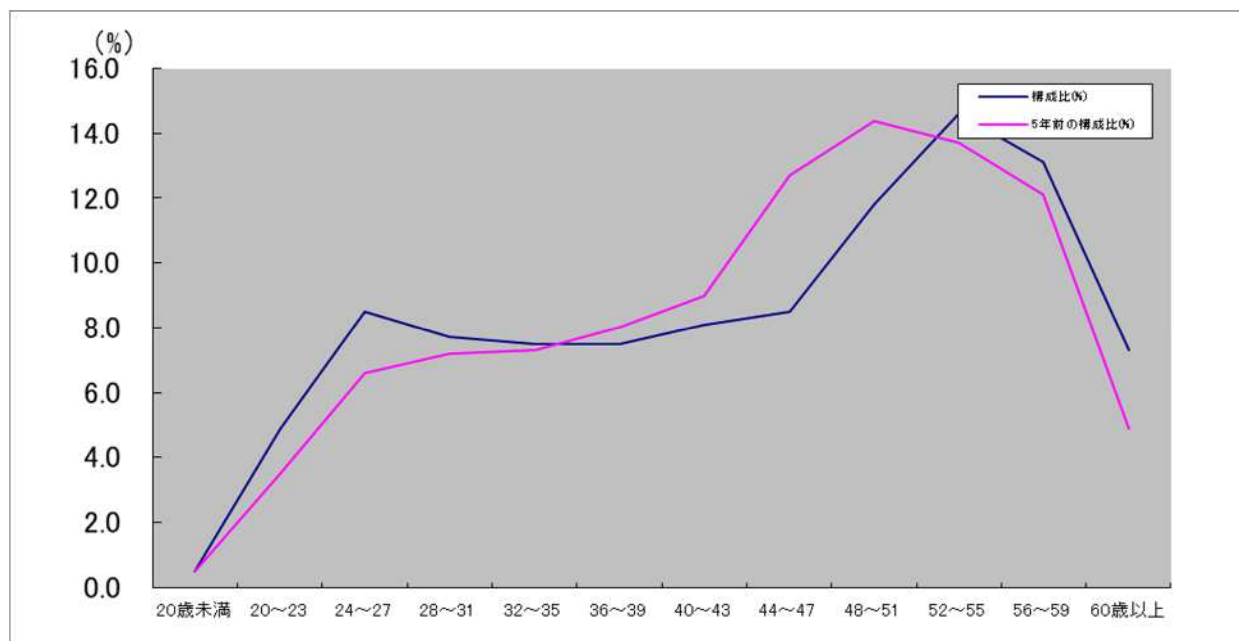
（各年4月1日現在）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和7年	令和8年		
一般行政部門	議 会	36	34	△ 2	《増事由》 【総務企画部門】 ・国際戦略課新設
	総務企画	847	874	27	
	税 務	173	170	△ 3	
	民 生	520	531	11	
	衛 生	630	633	3	
	労 働	109	112	3	
	農林水産	1,492	1,490	△ 2	
	商 工	195	198	3	
	土 木	858	852	△ 6	
	小 計	4,860	4,894	34	
特別行政部門	教 育	15,298	15,208	△ 90	
	警 察	3,401	3,412	11	
	小 計	18,699	18,620	△ 79	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	973	975	2	大島病院のリハビリテーション部の体制整備に伴う定数増
	そ の 他	39	39	0	
	小 計	1,012	1,014	2	
総 合 計		24,571 (28,105)	24,528 (28,196)	△ 43 (91)	

（注）1 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

2 （ ）内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	128	1,193	2,093	1,895	1,847	1,837	1,980	2,087	2,884	3,587	3,211	1,786	24,528

(3) 職員数の推移

（単位：人，％）

部門別 \ 年度	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	4,959	4,958	4,928	4,827	4,860	4,894	△65(△1.3%)
教育	15,308	15,338	15,409	15,456	15,298	15,208	△100(△0.7%)
警察	3,498	3,483	3,441	3,414	3,401	3,412	△86(△2.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(－%)
普通会計計	23,765	23,779	23,778	23,697	23,559	23,514	△251(△1.1%)
公営企業等会計計	1,026	1,033	1,025	1,019	1,012	1,014	△12(△1.2%)
総合計	24,791	24,812	24,803	24,716	24,571	24,528	△263(△1.1%)

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
7年度	374,617	14,063	28,169	7.5	7.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 1人当たり給与 費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A 千円	
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
7年度	4	17,969	2,370	7,830	28,169	7,042	—

(注) 1 職員手当には，退職手当を含まない。
2 職員数は，令和8年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢，基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平均年齢		基本給	平均月収額 (7年度)
鹿児島県	49.8歳		379,375円	537,476円
団体平均	—歳		—円	—円

(注) 平均月収額には，期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（令和7年度） 千円	—千円	—千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525月分 (1.425)月分 勤勉手当 2.125月分 (1.025)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階，職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) () 内は，暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

鹿 児 島 県			鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年			同	—
勤続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分		
勤続 2 5 年	28.0395 月分	33.270750 月分		
勤続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分		
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2 % ~ 45 % 加算)				
1 人 当 た り 平 均 支 給 額				— 千円

(注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（7 年度決算）	183 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（7 年度決算）	46 千円
支給実績（6 年度決算）	346 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）	87 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（令和 7 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価			一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)															
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	定額（47,100円～137,700円）		同		0 千円	0 円															
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額		同		0 千円	0 円															
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	配偶者 月額 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円		同		972 千円	243,000 円															
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。	家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額28,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額		同		0 千円	0 円															
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合） ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円		同		734 千円	183,600 円															
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	①基礎額 月額30,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額70,000円		同		0 千円	0 円															
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。 一般行政職の「夜勤手当」に相当。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 × 支給割合(25/100)		同		0 千円	0 円															
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回		同		0 千円	0 円															
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日及び平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給。	<table><tr><th colspan="2">週休日等</th><th>平日夜間</th></tr><tr><td>・部長級</td><td>12,000円/回</td><td>6,000円/回</td></tr><tr><td>・次長級</td><td>10,000円/回</td><td>5,000円/回</td></tr><tr><td>・課長級</td><td>8,000円/回</td><td>4,000円/回</td></tr><tr><td>・補佐級</td><td>6,000円/回</td><td>3,000円/回</td></tr></table> ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		週休日等		平日夜間	・部長級	12,000円/回	6,000円/回	・次長級	10,000円/回	5,000円/回	・課長級	8,000円/回	4,000円/回	・補佐級	6,000円/回	3,000円/回	同		0 千円	0 円
週休日等		平日夜間																				
・部長級	12,000円/回	6,000円/回																				
・次長級	10,000円/回	5,000円/回																				
・課長級	8,000円/回	4,000円/回																				
・補佐級	6,000円/回	3,000円/回																				

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 6年度の総費用に占 める職員給与費比率
7 年度	千円 23,087,507	千円 435,524	千円 12,580,536	% 54.5	% 54.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)都道府県平均 1人当たり給与 費 千円 —
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A 千円 7,542	
7 年度	人 1,158	千円 4,372,530	千円 2,547,254	千円 1,814,022	千円 8,733,806	千円 7,542	

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
2 職員数は、令和8年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額 (7年度)
鹿児島県	42.7 歳	345,891 円	643,684 円
団体平均			— 円
医師	40.3 歳	529,679 円	1,402,824 円
看護師	43.6 歳	326,873 円	558,874 円
事務職員	42.0 歳	330,063 円	551,880 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,562 千円		— 千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525 月分 (1.425) 月分 勤勉手当 2.11 月分 (1.0175) 月分	同	—

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年		
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	同	—
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分		
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分		
最高限度額 47.7090 月分 47.709 月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 — —		3,349 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

支給総額（令和 7 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医 師	22～24%	106 人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

エ 特殊勤務手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給総額（7 年度決算）		—		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（7 年度決算）		—		
職員全体に占める手当支給職員の割合（7 年度）		—		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 7 年度)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	①助産師，看護師，准看護師，臨床工学技士 ②事務，精神保健福祉士 ③医師，看護師	①感染症患者等の看護作業等に従事（患者等と接する作業に従事） ②家畜伝染病のまん延防止に伴う家畜の死体の埋却，畜舎等の消毒作業等 ③家畜伝染病のまん延防止に伴う作業に従事した職員に係る健康診断等に従事	723 千円	① 日 額 290 円 （ 日 額 580 円） ② 日 額 380 円 ③ 医師 1 回 30,000 円 看護師 1 回 10,000 円
放射線取扱手当	医師，診療放射線技師，看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	4,241 千円	日 額 250 円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	18 千円	日 額 290 円
夜間看護等手当	①助産師，看護師，准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員（③を除く。） ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給料の特別調整額を支給されている職員 ④患者の外泊に同行する職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜（22:00～5:00）時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け，正規の勤務時間以外の時間において出勤した場合 ③急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受けなかった場合 ④救急患者等に対処するために呼出を受け，正規の勤務時間が割り振られた日の 22 時から翌日 5 時までの時間において手術等の業務に従事 ⑤始良病院の職員が患者の外泊に同行する業務に従事	千円 169,803	① 1 回 2,150～7,300 円 ② 1 回 1,620 円 ③ 1 回 670 円 ④ 1 回 5,000～15,000 円 ⑤ 1 回 2,000 円
医療業務従事手当	①始良病院に勤務する医師 ②始良病院に勤務する看護師，保健師，心理療法士，医療福祉支援職及び患者係事務職員（5 病院） ③県立病院（5 病院）に勤務する薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，臨床工学技士，栄養指導等の業務に従事す	該当職員が所掌する業務に従事	千円 131,044	① 日 額 1,500 円 ② 日 額 500 円 ③ 日 額 1,000 円 ④ 月 額

	④ 始良病院以外の看護師，コメディカル，現業（別途定められた職種） ⑤ 薬剤師及び始良病院の看護師，コメディカル，現業（別途定められた職種） ⑥ 参事・参事付（行政職除く）			7,000 円 ⑤ 月額 4,500 円 ⑥ 月額 5,000 円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員（医師，歯科医師である職員を除く。）のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し，当該専門性に関する業務，研究又は指導に従事	1,783 千円	日額 250 円 （ただし，感染管理認定看護 1,000 円（日額））
麻酔施行業務手当	麻酔科に勤務する医師以外の医師又は歯科医師	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務に従事	0 千円	1 回 20,000 円
ドクターヘリ救急医療業務手当	① 医師，歯科医師 ② 看護師等その他の医療技術職員	ドクターヘリに搭乗し，医療行為等の業務に従事	1,923 千円	① 1 回 5,000 円 ② 1 回 3,000 円
救急情報センター業務手当	始良病院に勤務する医師	救急情報センター業務に従事	1,265 千円	1 回 5,000 円
新型コロナウイルス感染症医療業務等派遣手当	ワクチン集団接種等への派遣	① 医師：4 時間 15 分以内 ② 医師：4 時間 15 分超 ③ 医師以外：4 時間 15 分以内 ④ 医師以外：4 時間 15 分超 ⑤ 宿泊療養施設への派遣等， ⑥ 他医療機関への看護師派遣， ⑦ 他医療機関等への職員派遣	0 千円	① 20,000 円 ② 30,000 円 ③ 7,000 円 ④ 10,000 円 ⑤ 10,000 円 ⑥ 20,000 円 ⑦ 2,000 円 ※ 全て日額
災害応急作業等手当	医師，看護師	災害救助法の適用区域において行う作業のうち，困難性があると管理者が認める作業	0 千円	530 円/日

（注） 特殊勤務手当は，著しく危険，不快，不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（7 年度決算）	571,710 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（7 年度決算）	593 千円
支給実績（6 年度決算）	576,404 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（6 年度決算）	598 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績（令和 7 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員，教育職員等，制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり，短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和８年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (7年度決算)
給料の特別 調整額	管理又は監督の 地位にある職の特 殊性に基づき支 給。	同		29,309 千円	1,046,738 円
初任給調整 手当	専門的な知識を 必要とし、採用困 難である医師等 に、採用から一定 期間支給。	同			
	初任給調整手当加 算	異	病院事業独 自の基準に より加算額 を支給	470,326 千円	3,823,787 円
扶養手当	扶養親族のある 職員に支給。	同		119,726 千円	283,712 円
	配偶者 月額 4,500円 子 11,500円 父母等 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度 末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000 円				
住居手当	自ら居住するた めの住宅若しくは 単身赴任の職員の 配偶者が居住する ための住宅を借り 家賃を支払う職員 に支給。	同		73,259 千円	254,370 円
通勤手当	交通機関又は交 通用具を利用して 通勤する職員に支 給	同			
	①交通機関利用者 6 箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1 箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km 以上の場合）	同		113,435 千円	157,767 円
	③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1 箇月当たり20,000円	同			
単身赴任手当	異動等に伴い転 居し、やむを得な い事情により、同 居していた配偶者 と別居し単身で生 活する職員に支 給。	同		40,774 千円	590,922 円
特地勤務手当	離島等の生活不 便な地に所在する 公署に勤務する職 員に支給。また、 異動等に伴い住居 移転する場合には、 準ずる手当を支 給。	同			
	月額：給料等×支給割合(12/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合 (移転後5年目まで4/100、移転後6年目2/100)	同		188,539 千円	452,131 円
夜勤手当	正規の勤務時間 として午後10時か ら翌日午前5時ま での間に勤務する ことを命ぜられた 職員に支給。	同		94,107 千円	194,838 円
休日給	休日等における 正規の勤務時間中 に勤務することを 命ぜられた職員に 支給。	同		125,298 千円	155,263 円
宿日直手当	日直や宿直を命 ぜられた職員に支 給。	同		57,589 千円	446,426 円
	・一般の宿日直勤務 4,700円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 22,500円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤 6,800円/回 務				
管理職員特別 勤務手当	管理職員が、臨時 又は緊急の必要等 により、週休日・ 休日及び平日の午 前0時から午前5 時までの間に勤務 した場合に支給。	同		2,431 千円	243,100 円
	週休日等 平日夜間 ・部長級 12,000円/回 6,000円/回 ・次長級 10,000円/回 5,000円/回 ・課長級 8,000円/回 4,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 3,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍す る。				